

# ケアプランセンターこまば 運営規程

## (事業の目的及び運営の方針)

- 第1条 社会福祉法人愛隣会が運営するケアプランセンターこまば（以下事業所という）はご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、最期まで、気持ち良く、主体的で、その人らしい生活を過ごせるよう支援を行う事を目的とする。
- 一 事業の実施にあたっては、相談しやすい環境づくりに努める。
  - 二 利用者の力を引き出せるように努める。
  - 三 利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業者や社会資源から、適正に提供されるよう中立公正な立場でサービスを提案、調整、連携する。

## (事業所の名称等)

- 第2条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- 一 名称 ケアプランセンターこまば
  - 二 所在地 東京都目黒区大橋2丁目19番38（都市型軽費老人ホーム氷川ホーム6階）

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- 一 管理者 兼 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
  - 二 介護支援専門員 常勤 1名以上  
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

## (営業日及び営業時間)

- 第4条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
- 一 営業日 月曜日～金曜日  
但し、祝日、12月29日～1月3日を除く。
  - 二 営業時間 午前9時～午後5時15分まで
  - 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。  
代表番号 03-3466-2543（事業所代表番号にて24時間連絡可）

## (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第5条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。
- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。  
利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービ

ス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及び主治医等医療機関、サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- 三 介護支援専門員は、ご利用者やご家族の意向をふまえ、必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行なうとともに、相談に応じることとする。
- 五 介護支援専門員は、利用者に関する情報やサービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議を定期的で開催し、その内容を記録する。
- 六 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費はその実額（公共交通機関の料金或いはタクシー代実費）を徴収する。
- 七 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は目黒区、渋谷区、世田谷区の区域とする。

（相談、苦情対応）

第7条 当事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対して迅速に対応する。

（事故処理）

第8条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係区、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 一 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 二 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 当事業所は、利用者への虐待、又は虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で共有をし、区やその他関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 一 虐待についての窓口責任者は管理者が行う。解決責任者は管理者と駒場苑グループ施設長と共同で行う。
- 二 当事業所は従業者へ年1回以上、虐待に関する研修を行う。

(身体拘束について)

第10条 サービスの提供にあたって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 一 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第11条 当事業所は、介護支援専門員等の資質の図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 指定居宅介護事業者目黒区連絡会の定例研修に参加する（年間数回実施）
- 三 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長の決裁を経るものとする。

附 則 この規程は平成12年4月1日から施行する。

- 一部改正 平成18年4月1日
- 一部改正 平成19年2月1日
- 一部改正 平成19年4月1日
- 一部改正 平成19年7月1日
- 一部改正 平成20年5月1日
- 一部改正 平成21年4月15日
- 一部改正 平成21年10月1日
- 一部改正 平成22年4月1日
- 一部改正 平成22年5月1日
- 一部改正 平成25年7月1日
- 一部改正 平成27年7月13日
- 一部改正 平成30年7月1日
- 一部改正 平成30年10月1日
- 一部改正 平成31年4月1日
- 一部改正 令和3年9月1日

一部改正 令和6年4月1日（第3条・第10条）